

令和3年度 航空コンテナスペース確保 (全国特産品流通拠点化推進事業)

実施概要

令和3年4月1日
沖縄県商工労働部アジア経済戦略課

※詳細は「航空コンテナスペース確保(沖縄国際物流ハブ活用推進事業)実施要領」を参照

事業内容	航空会社のコンテナスペースを県が借り上げ、県産品輸出事業者等へ提供
輸出対象地域	香港／上海／バンコク／シンガポール／クアラルンプール／台北／ソウル
期間	令和3年4月1日から ※県予算の状況により、年度途中で終了することがあるので留意すること。
参加資格	1.継続して航空輸送を計画する者(3年間の事業計画) 2.輸出品目の内容、数量、金額、製造・生産地等を沖縄県に対して報告する者 3.流通コストを沖縄県及び生産者へ開示する者 ※上記3については、令和4年度以降に追加調査を行うことがあるので留意すること。
利用条件	1.使用する航空コンテナは原則として、常温仕様とする。(※保冷を希望の場合、事務局に要相談) 2.原則として、那覇空港発の国際便(直行便および経由便)の利用とする。やむを得ない理由がある場合のみ、東京経由の輸送とする。 3.毎回スペース確保申請書を搭載日の4日前までに提出すること。 ※申請書には、生産地(製造地)を記載すること。 4.貨物搬入について、ANA Cargo事務局においては、事務局に通関を依頼する場合は搭載日前日(09:00-15:00)又は当日(09:00-11:00)に(ただし検疫対象物の搬入は搭載日前日の正午までとする)、自社等で通関を行う場合は当日(09:00-15:00)に指定場所へ持ち込むこと。JAL Cargo事務局においては、原則として沖縄発搭載便出発の3時間前までに、那覇空港国際貨物ターミナル指定場所へ持ち込むこと。なお、上記は原則であり、各事務局と調整を事前に行うこと。 5.事務局からの照会に基づき、毎月の利用実績を翌月の3営業日中に報告すること。
申請必要書類	年度最初に本事業を利用する際には、沖縄県商工労働部アジア経済戦略課へ下記書類を提出すること。 ①航空貨物スペース確保事業申込書(様式1)、②誓約書(様式2)、③アンケート票、④履歴事項証明書、⑤県税納税証明書、⑥国税納税証明書 ※④～⑥はコピー可。但し原本証明をつけること。
利用にあたって	1.輸出書類(インボイス、パッキングリスト、検疫に必要な書類等)は利用者で用意する。 2.本事業における貨物の取扱い及び事務局は、(株)ANA Cargo 又は日本航空(株)が行う。 3.利用の前に輸出諸掛やその支払い方法及び貨物搬入の段取りについて、事前調整すること。 4.利用条件への違反または虚偽の申請があった場合、本事業の利用の停止または取り消しをすることがある。 5.旅客便を活用する場合、貨物便にない利用上の制約あり。詳細は、事務局に問い合わせること。

特記事項(全国特産品流通拠点化推進事業のみ)

※詳細は「航空コンテナスペース確保(全国特産品流通拠点化推進事業)実施要領」を参照

<p>事業目的</p>	<p>沖縄県における国際物流拠点としての機能向上及び県産品輸出拡大のためのベースカーゴ構築を促進するため、県が全国特産品等や精密機械等を対象とした航空コンテナスペースを確保する事業を実施することにより、沖縄国際物流ハブの貨物量増加や全国特産品等のアジア向け輸出拠点化を図る。</p>	
<p>対象貨物</p>	<p>(1) 全国特産品等(航空輸送に適するものに限る。) ア 日本国内で生産された農作物、畜産物、水産物、加工食品 イ 沖縄県内の物流拠点、流通加工拠点等で選果、検品、セット化、箱詰め等の流通加工が行われた食品 ウ ア、イに付随する販促品(販促品単独での利用は不可) (2) 精密機械等(県内で保管、点検等を行うもので、航空輸送に適するものに限る。)</p>	
<p>利用者・利用期間 (全国特産品等)</p>	<p>事業者区分</p>	<p>継続利用可能期間(ただし令和3年度を最終年度とする)</p>
	<p>(1) 沖縄県内に食品流通拠点(農林水産物等の選果や箱詰め、セット組み、ラベル貼りなどの作業を行う倉庫または加工所等)を設置した事業者</p>	<p>利用開始から最大5年度</p>
	<p>(2) 県内に主たる事業所を置く輸出商社</p>	<p>利用開始から最大5年度</p>
	<p>(3) 県内に主たる事業所を置く事業者で(2)以外の事業者</p>	<p>利用開始から最大4年度</p>
	<p>(4) 国内に本拠を置く輸出商社等で沖縄県産品を扱う事業者</p>	<p>利用開始から最大4年度</p>
	<p>(5) 国内に本拠を置く事業者で海外展開未経験の事業者</p>	<p>利用開始から最大4年度</p>
	<p>(6) 国内に本拠を置く事業者で海外展開実績のある事業者</p>	<p>利用開始から最大3年度</p>
<p>利用者・利用期間 (精密機械等)</p>	<p>(7) 県内に物流拠点を設置する製造業者等 又は県内に物流拠点を設置する貨物利用運送事業者等を利用する製造業者等</p>	
<p>年間利用上限</p>	<p>本事業利用者のうち、沖縄県内に事業所等を持たない者(上述(4)～(6))については、原則として本事業における利用上限を年間3t(利用者申請重量の累積)とし、月の途中で利用上限を超える場合は、本事業の利用を停止するものとする。なお、本事業は、当該年度予算の範囲内において行うものであり、執行上限に達した場合、上記に関わりなく事業を終了する。</p>	

航空コンテナスペース確保における全国特産品流通拠点化推進事業と沖縄国際物流ハブ活用推進事業の関係イメージ

県産品メインとする事業者

- ① 沖縄国際物流ハブ活用推進事業
対象貨物※1: 県産品(食料品、精密機械等)
県外産品
制限: 単月県産品50%超

県外産品メインとする事業者 ※2

- ① 沖縄国際物流ハブ活用推進事業
対象貨物※1: 県産品(食料品、精密機械等)
県外産品(食料品、精密機械等)
制限: 単月県産品50%超



- ② 全国特産品物流拠点化推進事業
対象貨物: 県外産品(食料品、精密機械等)
原則: 直行便の利用とする
制限(対象貨物が食料品の場合)
: 県外事業者は年間上限3t ※3
(県内事業者は制限なし)

- ※1 対象貨物は、基本、航空貨物に適するものとする。
- ※2 県外食料品をメインに取扱い輸出を行う企業が申請する。
- ※3 県外事業者でも食品流通拠点を沖縄県内に設置後は県内事業者同様制限なしとする。

4. 全体イメージ(全国特産品等)

航空会社のコンテナスペースを県が借り上げ、県産品輸出事業者等に提供

※ただし、燃油サーチャージ及び通関費用、貨物取扱手数料等輸出諸掛は利用者負担

※例

那覇空港搬入

通関手続き等

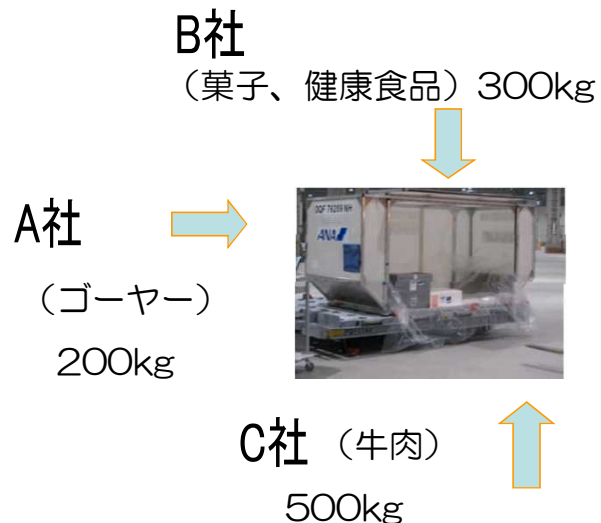
搬入当日夜
那覇空港出発

翌日 羽田or成田発
旅客便/貨物便搭載

※通関手続きを自社等で行う場合、搬入時間は各事務局と事前に相談すること。本事業は、原則として那覇空港持ち込み、現地空港渡しである。

※国内移動、現地到着時間、羽田・成田空港での温度管理施設などは、事務局へ確認を行うこと。

1 t コンテナへ混載



● 沖縄⇒(羽田⇒成田)⇒アジア各地
フライト時間等は都度、事務局へ確認すること

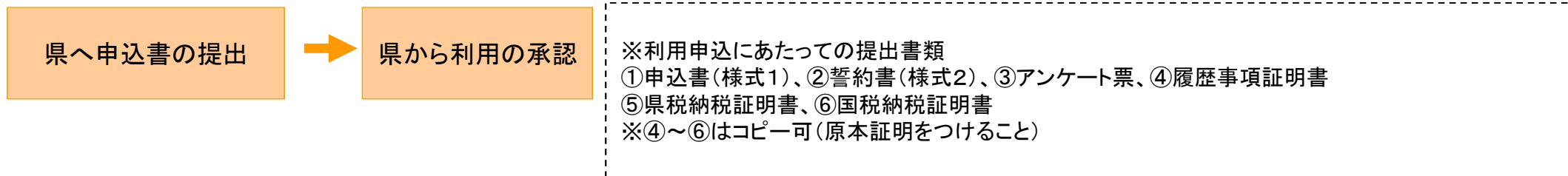
アジア各国

香港・上海・台北
ソウル・バンコク
シンガポール
クアラルンプール

5. 利用フロー(全国特産品等)

● 初回利用申込

【連絡先】沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 TEL:098-866-2340 (担当:仲里(雄))



● 随時

【連絡先】航空コンテナスペース確保事務局((株)ANA Cargo) TEL:098-891-9680(担当:中西、窪田)

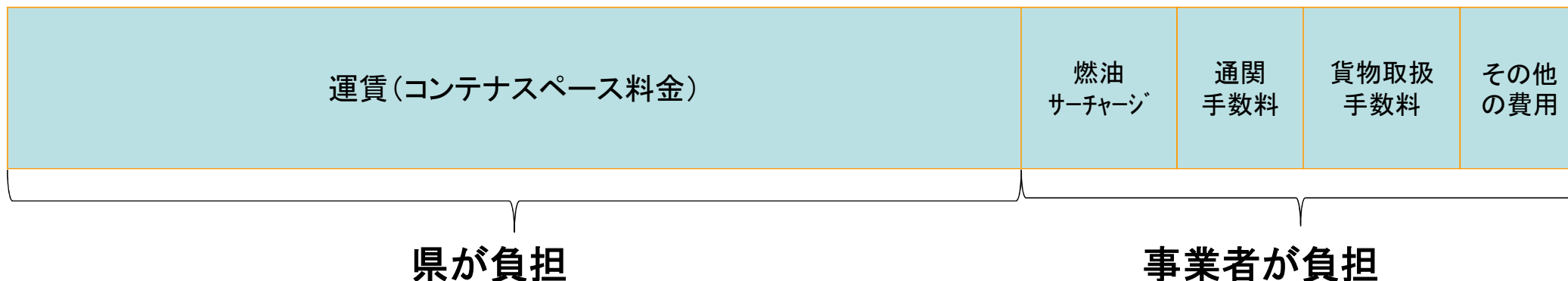
【連絡先】航空コンテナスペース確保事務局(日本航空(株)日本地区貨物販売支店 沖縄販売部内)TEL:098-840-1530(担当:竹尾)



※毎月の利用実績を翌月の
3営業日中に報告

詳細は2頁「利用条件参照」

6. 費用負担



(全国特産品等)

航空コンテナスペース確保

(全国特産品流通拠点化推進事業 兼 沖縄国際物流ハブ事業)
申請書

仕向地	香港
貨物搬入日	2021年4月3日
フライト出発日	2021年4月8日

荷主名 (会社名)	株式会社 ■■■■
--------------	-----------

商品区分 (食品/非食品)	輸送商品	重量(kg) (梱包材込み の重量)	箱数	指定温度帯	検疫の 有無	製造地区分 (沖縄県内/外)	製造地名	荷受人	直行便 利用(○×)	東京経由 理由(左記× の場合)
食品	ゴーヤー	300	20	常温	なし	県内	沖縄	〇〇トレーディング	-	
食品	いちご	200	40	常温	なし	県外	熊本	〇〇トレーディング	×	③
食品	マグロ	100	5	常温	なし	県外	静岡	△△ CO.LTD	○	
非食品	壺屋焼き	30	5	常温	なし	県内	沖縄	△△ CO.LTD	-	
合計		630	70							

SAMPLE

東京経由理由選択肢(以下の番号を記載する)

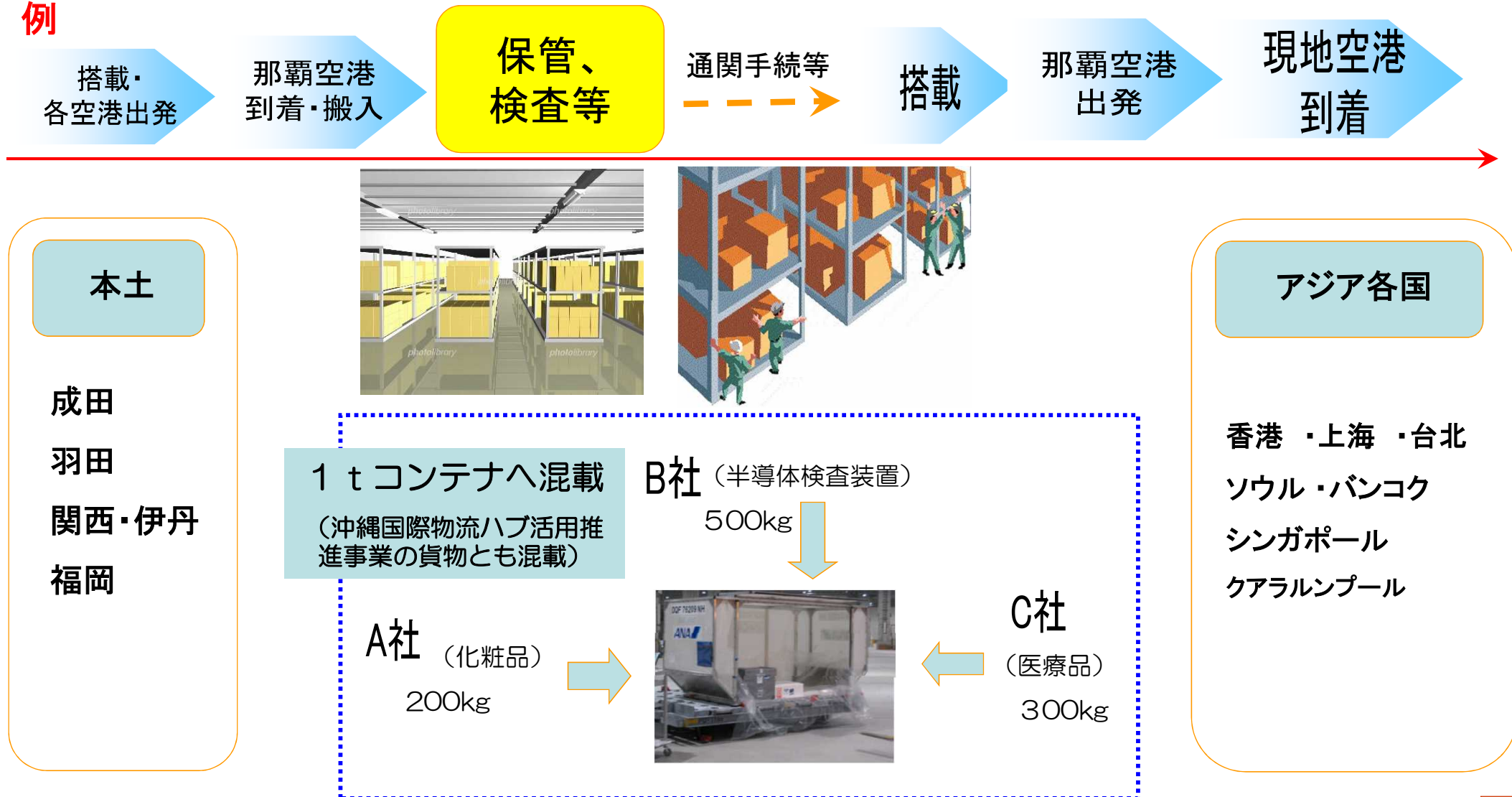
- ①直行便(経由便含む。以下同じ。)の一時運休
 - ②直行便の搭載容量を超える貨物
 - ③直行便のコンテナスペースが小さく、貨物搭載不可
- ※該当の可否については事務局に事前確認。

6. 全体イメージ(精密機械等)

航空会社のコンテナスペースを県が借り上げ、精密機械等の輸出事業者を提供

※ただし、燃油サーチャージ及び通関費用、貨物取扱手数料等輸出諸掛は利用者負担

例



7. 利用フロー(精密機械等)

● 初回利用申込

【連絡先】沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 TEL:098-866-2340 (担当:日置)

県へ申込書の提出



県から利用の承認

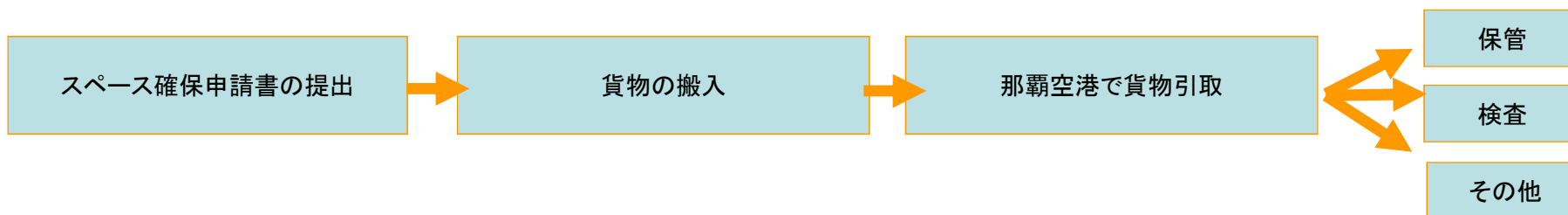
※利用申込にあたっての提出書類
 ①申込書(様式1)、②誓約書(様式2)、③アンケート票、④履歴事項証明書
 ⑤県税納税証明書、⑥国税納税証明書
 ※④～⑥はコピー可(原本証明をつけること)

● 随時

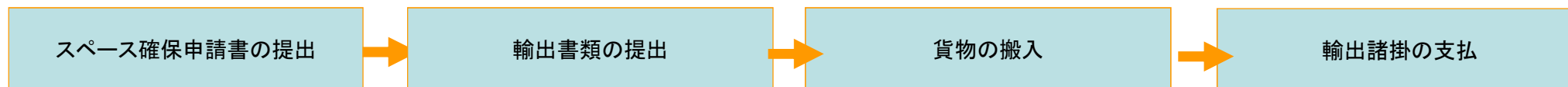
【連絡先】航空コンテナスペース確保事務局((株)ANA Cargo) TEL:098-891-9680(担当:中西、窪田)

【連絡先】航空コンテナスペース確保事務局(日本航空(株)日本地区貨物販売支店 沖縄販売部内)TEL:098-840-1530(担当:竹尾)

本土発沖縄向け(国内輸送)



沖縄発国外向け(国際輸送)



※毎月の利用実績を翌月の
3営業日中に報告

詳細は2頁「利用条件参照」

8. 費用負担

運賃(コンテナスペース料金)	燃油 サーチャージ	通関 手数料	貨物取扱 手数料	その他 の費用
----------------	--------------	-----------	-------------	------------

県が負担

事業者が負担

(精密機械等・国内)

航空コンテナスペース確保(全国特産品流通拠点化推進事業・精密機械等)
利用申請書 兼 出荷証明書 兼 宣誓書(国内輸送)

利用空港	羽田空港
貨物搬入日	2019/07/06
フライト出発日	2019/07/06

会社名	株式会社 ■■■
担当者名	△△部□□課 ○○ ○○○
登録番号	▲▲

- 1) 下記の貨物は、航空コンテナスペース確保(全国特産品流通拠点化推進事業)の規則に定める通り、沖縄に出荷することに相違ございません。
2) 本宣誓書に記載している内容に相違ございません。

輸送品名	個数 (箱の中の商品数)	箱数	正味重量 (輸送品のみ の重量)	重量(kg)/箱 (梱包材込み の重量)	総重量(kg)	危険物該非	寸法(cm) (縦×横×高さ)			容積(m3)	沖縄での作業	荷受人	識別マーク	輸出予定日	輸出予定国/都市
ICチップ	100	10	10	20	200	非該当	30	30	150	1.35	保管	沖縄半導体株式会社	A-1 ~ A-10	2019/7/11	上海
SAMPLE															
合計	100	10	10	20	200		容積合計(m3)			1.35					

- 【注意事項】
- ・予約締切及び貨物の搬入締め切りは事務局に確認ください。
 - ・航空貨物で危険物に該当するものは事前にご連絡ください。
 - ・コンテナ間口にかからないよう貨物の高さを135cm以内におさえてください。
 - ・危険物に該当する場合、危険物申告書の提出が必要になります。事前にご連絡ください。

事務局入力欄	
国内運送状番号:	
搬入場所	

(精密機械等・国外)

航空コンテナスペース確保(全国特産品流通拠点化推進事業・精密機器等)
 利用申請書 兼 出荷証明書 兼 宣誓書(国際輸送)

利用空港	上海
貨物搬入日	2019/07/10
フライト出発日	2019/07/11

会社名	株式会社 ■■■■
担当者名	△△部□□課 ○○ ○○○
登録番号	▲▲

- 1) 下記の貨物は、航空コンテナスペース確保(全国特産品流通拠点化推進事業)の規則に定める通り、沖縄から出荷することに相違ございません。
 2) 本宣誓書に記載している内容に相違ございません。

輸送品名	個数 (箱の中の商品数)	箱数	正味重量 (輸送品のみ の重量)	重量(kg)/箱 (梱包材込み の重量)	総重量(kg)	危険物該当	利用フォワーダー名 ※無ければ空欄可	寸法(cm) (縦×横×高さ)			容積(m3)	沖縄で の作業	荷受人	国内運送状番号	
ICチップ	100	10	10	20	200	該当		30	30	160	1.44	保管	Shanghai semiconductor co.,ltd	ANA-	
SAMPLE															
合計		10	10	20	200			容積合計(m3)			1.44				

- 【注意事項】
- ・予約締切は**搬入日の2日前17時まで**です。
 - ・貨物の搬入締切は、**事務局に通関を依頼する場合は15時まで、通関済み貨物の場合は18時まで**となります。
 - ・航空貨物で危険物に該当するものは事前にご連絡ください。
 - ・コンテナ間口にかからないよう貨物の高さを135cm以内におさえてください。
 - ・危険物に該当する場合、危険物申告書の提出が必要になります。事前にご連絡ください。

フォワーダー利用の場合入力必須	
国際運送状番号	
フォワーダー担当者名	
連絡先	